

FAQs on 'damages' under Indian contract law 「インド契約法における「損害賠償」に関する FAQ



「損害賠償 (damages)」とは、契約違反により発生した損失に対して、違反した当事者が非違反当事者に支払う金銭的補償のことです。損害賠償の主な目的は、非違反当事者に補償を行い、契約違反が発生しなかった場合と同様の立場に戻すことにあります。

本入門書では、インドにおける契約違反に関する「損害賠償」について、解説しています。

1. インドにおける契約違反による損害賠償の支払いに関する法律は？

1872 年インド契約法 (契約法) は、インドの契約法を規定する主要な法令であり、契約違反に対する損害賠償の支払いに関する規も含まれます。

2. 契約当事者に損害賠償が認められるのはどのような場合か？

損害賠償は、契約違反の場合、すなわち、契約当事者の一方が契約条件を守らず、または拒否した結果、契約上の義務を履行せず、当該不履行により不履行当事者に損害が生じた場合に認められます。契約法の下、非違反当事者は、契約不履行に対して、違反した当事者に損害賠償を請求することができます。

3. 契約法上の損害賠償にはどのようなものがあるか？

契約法では、清算的損害賠償と未清算的損害賠償の 2 種類の損害賠償が規定されています。

4. 清算型損害賠償とは？

清算型損害賠償は、契約当事者間であらかじめ合意の上定められた金額による損害賠償です。契約当事者は、契約違反があった場合に、契約に違反した当事者が当該金額を損害賠償として相手方に支払うことに同意します。

5. 非清算型損害賠償とは？

非清算型損害賠償とは、契約書に明記されていない損害賠償のことです。契約違反により当事者に生じた損失または損害に基づき、裁判所が裁定することができます。

6. 損害賠償の請求方法は？

一般に、非違反当事者は、清算型か非清算型にかかわらず、違反当事者に対して損害賠償を請求する必要があります。これに応答しない場合、または請求に異議を唱える場合、関連する裁判所または仲裁廷（契約に仲裁条項が含まれている場合）に申し立てることが要求されます。

7. 損害賠償請求訴訟提起のための制限期間は？

契約違反後の裁判所への損害賠償請求訴訟の制限期間は、非違反当事者が契約違反を認識した日から 3 年間です。非違反当事者が契約違反を認識してから 3 年以内に訴訟を提起したり、仲裁廷にアプローチしなかった場合には、損害賠償を求める権利が消滅することになります。

8. 損害賠償を請求するに際して必要な条件は？

清算型損害賠償の場合、以下の条件が必要となります。

- a. 契約が存在すること
- b. 契約違反があること
- c. 違反が非違反当事者に実際の損害または損失をもたらしたものであること

清算型損害賠償の請求は、非清算型損害賠償と同等の立場にあり、違反当事者は、違反発生の段階では金銭的な責任を負わず、また、非違反当事者は、債務の弁済を請求する権利を有するわけではありません。非違反当事者は、損害賠償を請求し、裁定を受ける権利を有するのみです。





9. 非違反当事者は、契約違反による損害賠償として逸失利益の請求ができるのか？

インドの裁判所は、以下の 2 つの条件を満たす場合、逸失利益の損害賠償を認めています。

- a. 自然な結果：逸失利益が契約違反の自然な結果である
- b. 当事者の想定：契約時に当事者が逸失利益は契約違反の結果であることを知っていた

10. 非清算型損害賠償の請求において、証拠の提出が求められるのは？

非清算型損害賠償の請求では、損害賠償を請求する非違反当事者が、契約の違反と被った損失を証明しなければなりません。また、請求される損害の量についても、合理的な確実性をもって証明することが必要とされます。

11. 清算型損害賠償の請求において、証拠の提出が求められるのは？

清算型損害賠償請求では、損害賠償を請求する非違反当事者が、契約違反を証明し、規定された清算損害賠償が違反により被った損失の真の見積もりであることを示さなければなりません。

12. 契約違反の軽減措置とは？

損害賠償が認定されるためには、損害賠償を請求する非違反当事者が、損失を回避するために合理的な措置をとっていたことが必要であり、違反の回避や違反が避けられない場合の損失軽減のための措置を講じることなく、状況の悪化を放置しておくことはできません。なお、何をもって合理的とするかは、事案の事実関係や状況に依拠します。

13. 契約法には、非清算型損害賠償を計算する規定は存在するか？

契約法は、非清算型損害賠償の計算についての規定は特段設けていません。裁判所は、各事件の事実関係、当事者の主張と立証、契約違反を軽減するために非違反当事者がとった措置等に基づいて、損害賠償額を算定することになります。

14. 契約法における、清算型損害賠償の計算規定は？

裁判所は、契約に記載された金額が「損害の真の事前見積もり」である場合にのみ、清算型損害賠償としての支払を定めています。そうでない場合、非違反当事者は、契約に記載された固定額を超えない合理的な補償のみを受ける権利を有します。

15. 契約当事者が契約違反に対して支払うべき損害賠償を制限することはできるのか？

契約当事者は、特定の違反があった場合には補償が行われないこと、または責任が特定の種類の損害にのみ限定されることを示す明示的な条項を契約に追加することにより、損害賠償責任を制限することができます。

16. 損害賠償に利息を付すことはできるのか？

裁判所は、その裁量により、訴訟提起の日から損害賠償額が実現する時まで、非違反当事者に利息を付すことができます。



免責事項：本資料は、法的な助言・意見を提供するものではなく、情報提供のみを目的とし、本資料に記載の内容を商業目的で使用することはできません。Acuity Lawは、本資料の情報に不正確または不完全な内容が意図せず、もしくはその他のいかなる理由により含まれている場合に発生し得る損害・損失についても、一切の責任を負わないものとします。

ご質問やその他追加での情報をご希望の場合は、jd@acuitylaw.co.inまでお気軽にお問い合わせください。